

## 平成 21 年度 第 1 回沖縄県発達障害者体制整備委員会議事録

- 1 . 開催日時：平成 21 年 9 月 14 日（水）18：00～20：00
- 2 . 場所：県庁 3 階第 1・第 2 会議室
- 3 . 出席者：（委員・五十音順）泉川委員、大城委員、岡崎委員、緒方委員、我如古委員、崎濱委員、佐久川委員、真謝委員  
（事務局）奥村福祉保健部長、垣花障害保健福祉課長、嘉手苅障害保健福祉課副参事、大城障害保健福祉課地域生活支援班長、島袋国保・健康増進課母子保健班長、大城青少年・児童家庭課保育班長、比嘉教育委員会県立学校教育課主任指導主事（発達障害者支援センター）高良センター長、嘉陽相談支援員、仲間発達支援員
- 4 . 議事：

### （ 1 ）報告事項

- 発達障害児（者）支援体制整備計画について
- 発達障害児（者）支援に関する人材育成計画について
- 発達障害児（者）支援に関する県庁内の連携体制について
- 発達障害者圏域支援体制検討事業について
- 滋賀県、京都府視察について

### （ 2 ）議事

- 沖縄県発達障害者支援センターの運営状況等について
- 沖縄県発達障害者支援センターの研修計画について

~~~~~

### （事務局）

ただ今から、平成 21 年度第 1 回沖縄県発達障害者体制整備委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議の開催に当たりまして、奥村福祉保健部長から御挨拶を申し上げます。

### （奥村福祉保健部長）

皆様、こんばんは。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。本日は沖縄県発達障害者支援体制整備委員会の今年度初めての会合となります。前回の委員会から、半年ほど経過しておりますが、この間、県においては、昨年度から引き続いて、発達障害者支援体制整備のための取り組みを行って参りました。去った 8 月 13 日に、昨年度から策定を進めてきた「沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」が知事の決裁を受けました。あわせて、庁内の関係機関で構成する「沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議」を設置し、第 1 回目の会議を開催いたしました。さらに、支援体制整備計画と連動して進める予定の「沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画（案）」について、現在、県民の皆様からパブリックコメントを募集している他、い

くつかの取り組みを行っているところです。

このような取り組みの状況については、本日の会議において、報告させていただきます。

また、今年度、沖縄県発達障害者支援センター運営事業の委託先が、社会福祉法人緑和会から、社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会に替わりました。運営を開始してから半年近くが経過しております。

後ほど、支援センターの活動状況について御報告し、今後の運営のあり方等について、委員の皆様から御意見を賜りたいと考えております。

このように、県として発達障害者の支援体制を推進する基盤が整いつつありますが、市町村等を含めた、県全体としての取り組みについては、まだ始まったばかりです。

本日、委員の皆様から積極的な御提言を頂き、お互いに知恵を出し合いながら、支援体制の推進に向けて取り組むことができるよう、お願い申し上げ、御挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。

#### (事務局)

本日、御出席いただいております委員は、

沖縄小児発達センター 言語聴覚士 大城委員、

沖縄県LD児・者親の会「はばだき」 岡崎委員、

琉球大学教育学部教授 緒方委員、

沖縄市健康福祉部健康推進室市民健康課母子保健係長 我如古委員、

社会福祉法人名護学院 理事長 崎濱委員、

那覇市学校教育部総合青少年課 主幹 佐久川委員、

沖縄県立総合教育センター 教職研修総括兼特別支援教育班長 真謝委員。

なお、名護療育園園長 泉川委員は、別用務のため到着が遅れるとの連絡を頂いております。

次に、事務局の職員を紹介致します。垣花障害保健福祉課長、嘉手苧障害保健福祉課副参事、島袋国保・健康増進課母子保健班長、大城青少年・児童家庭課保育班長、比嘉教育委員会県立学校教育課特別支援教育班主任指導主事。

続けて沖縄県発達障害者支援センターの職員を紹介致します。高良センター長、嘉陽相談支援員、仲間発達支援員です。

最後に、私、司会の障害保健福祉課地域生活支援班長の私で大城でございます。

それでは、議事に入ってください前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- 資料の確認 -

本委員会の議事進行につきましては、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会運営要綱第7条第1項の規定により福祉保健部長が行うこととなっております。奥村部長、進行をお願いします。

#### (奥村福祉保健部長)

それでは、次第に基づき、議事を進行いたします。

まず、本日の議事進行について、説明させていただきます。初めに、報告事項として、資料1から

資料5、「沖縄県発達障害者支援体制整備計画」、「発達障害児(者)支援に関する人材育成計画(案)」等について、事務局から説明した後、今後の県の支援体制の推進について、委員の皆様から御意見を頂きたいと思っております。

次に、4月から現在までの沖縄県発達障害者支援センターの運営状況等について報告させていただき、センターの取組を推進させるための御提言を、委員の皆様から頂きたいと思っております。

最後に、総括的な御意見を頂くため、フリートーキングを行いたいと考えております。

それでは、報告事項について事務局から説明いたします。

(垣花障害保健福祉課長)

私から1から5の説明資料、順をおって説明したいと思います。

はじめに資料1-1、支援体制整備計画についてでございます。この件につきましては昨年度からずっとたたき台を提示しまして、色々ご意見を頂戴しました。市町村の皆様、親の会の皆様、本委員会の皆様からもたくさんのご意見を事前に頂きまして、その事を踏まえて県案というものを作成してパブリックコメントを募集したところです。パブリックコメントの期間は平成21年の6月11日から7月10日までの1ヶ月間、意見としまして112件でございまして、12ページの方、5団体・12名の方からご意見を頂いております。この資料の2ページを見て頂いたら分かると思いますが、提出された主な意見としまして、いわゆる連携体制、ずっと指摘されてまいりました切れ目の無い一貫した支援を行っていくための連携体制の強化、これがご意見として多く、さらに県、市町村を含めての関係機関の役割を明確にして欲しい。さらに福祉と教育の連携、その連携のあり方についても明確にして欲しいというご意見。それと早期発見、早期支援のための医療体制の確保・充実ということの取り組みを強化する必要があるということ。さらに計画の実施状況、体制整備委員会議事録等の情報を公表して欲しいということなどが項目として取り上げられるかと思っております。ちなみに先程司会が確認はしていませんが、この体制整備委員会については原則公開、個人情報が入らない限りは公開するということになっておりますし、昨年度の体制整備委員会議事録につきましては、ホームページで公表させていただいております。それで了解をお願いしたいと思います。

1ページから体制整備計画が示されております。大きな特徴は5ページから示されておりますけど、期間を5年間、21年度から25年度の5年間として、その5年間の計画を3年目までを前期計画、後期を5年目までと期間を定めまして、その右側の表をご覧頂いて、5ページの、どの機関が主体となってやるのかということについて示させて頂いております。さらに基本機能としまして、早期発見から早期の支援という意味で、早期発見、相談支援、発達支援、就労支援と、基本的な機能についてさらに細かく、乳幼児期、学齢期、成人期という形での計画を示させていただいております。このような示し方につきましては、親の会の皆様、関係者の皆様を中心に、より明確に分かりやすくしてほしいという強い希望がございまして、このような形でまとめさせていただいております。それに、県と発達障害者支援センターとの連携、機能分担とはどういうものなのか、また県と市町村との役割認識はどうなっているのかということのご意見がございましたので、どういう形で連携するのかということ項目ごとに整理させていただいております。

ます。

もう一つが、連絡協議会等のいわゆる各関係機関との連携体制の強化、要するに手を組んで発達障害児者の支援にあたるということについてあげております。今後、私達としましては、支援体制整備計画にもとづいて着々と計画を整えながら進めていくわけですが、この進め方、また総括等につきましても本委員会の中でご意見を頂戴しながら、足りないところは修正をする、それから進んでいるところはさらに伸ばし方を考えるという形での進め方になるかと思っております。

その次の資料1 - 2のパブリックコメントに関する県の考え方について説明をしたいと思っております。この件につきましてはホームページに公表させて頂いております。目次のほうをご覧いただければ分かるのですが、なぜこの計画を策定するのかという、始める前の段階から色々のご意見を頂いております。それから発達障害の定義に関するご意見、支援体制整備委員会に関するご意見、位置づけについてのご意見、それから支援整備計画の項目についてのご意見、別表に関する記載の方法についてのご意見、計画全体に関する総体的なご意見という形で分けることができました。112件のご意見を1ページ以降、そのようなカテゴリー別に分けて整理させて頂いております。

「始めに」の部分ですが、7行から12行、計画のほうで示しておりましたけど、その中で最も多かったのはいわゆる統計データのとりかたで、ずっと議論されておりますが、要するに気になる子の比率、沖縄県がこれまで示してきました精神発達の面の有所見率で示してきた率について、これは低すぎるのではないかというご意見、これに向けての統計の整理が必要ではないか、また市町村の捉え方についても、フォロー率が違うのでそのあたりも踏まえた形で整理をする必要があるのではないかというご意見等がありました。それにつきましては、現時点での捉え方として説明してきましたが、現時点では乳児健診における精神発達面有所見率を捉えて、数値として報告しておりますが、やはり今後の取り組みの方法、いわゆる乳幼児健診のあり方、それからフォローをどうしていくのか、フォローの基準を捉え方によって変動するものであるということ、そのことについて明記させて頂きました。そういう取り組みによりまして、今後、乳児健診の見直しが入ることになると思います。計画のほうにその辺は載せてありますのでご覧頂きたいと思っております。

また、発達障害の定義に関することで、様々なご意見を頂きましたが、基本として発達障害者支援法第2条に規定している定義を用いますということです。これについては他にも発達障害者支援法をどう実施していくのかということが前提になりますので、この定義を採用させて頂くということで回答させて頂いております。

次のページをご覧頂きたいのですが、支援体制整備委員会の議事録の公表のですけども、これはすでに公表しておりまして、今後も継続して公表します。委員会の開催につきましてもホームページで公表し、傍聴についても受け付けるとしております。

次の発達障害者支援センターの位置づけについてですが、どういう機能を担うのかということについての意見がありました。これは市町村、それから関係団体からも色々意見がありましたけども、私どもといたしましては発達障害者支援センターを支援の拠点として機能を保持してい

ただくと、基本は身近な地域で早期に支援していく支援体制を構築することが最も重要であるという考えから、拠点としての機能を強化するという方向性として持っています。発達障害者支援センターは現在その運営を委託していますが、あくまでもこれは県の事業として委託しておりますので、県が設置しているセンターとしての機能の運営を委託しているということです。ですから、県と切り離してセンターが運営されるということはありません。そのことについてもしっかりとしておきたいということです。それと、支援センターの離島支援についての質問がございまして、これについては役割の中で、離島支援についてもしっかりと明示させていただいております。

研修計画につきましても質問がございました。やはりセンターの機能として研修をしっかりと担うということは大きな柱になっていますので、この件につきましては後ほど説明いたします。人材育成計画等と連動して実施していくと、研修計画に基づいて研修の年度ごとの計画もたてていくという形になっております。

次に、3ページから4ページまでは支援体制整備計画についての内容になっております。その中においても、支援センターの機能ですとか、前期と後期の計画のありかた、県民に公表してもらいたいということ、それから児童相談所や県の相談機関の位置づけというのはどうなっているのかということなど、体制に関するご意見がございました。この辺は計画の中に反映させていただいて、児童相談所は何をするのか、どこと連携するのかということについては明示しております。

さらに、次の項目として早期発見の件ですけれども、別表の扱いの中で乳幼児の統計の整理、それから就学前健診の充実、そういうところを明記してほしい、追加して欲しいということがございました。

さらに、相談支援体制においての各機関の機能・役割をつなぐための機能・役割を明示してほしいという意見がございまして、それを計画の中で先程申し上げました基本機能、連携体制の中で明示させていただいております。それと、市町村の役割としましても、保護者の障害の受容にむけた支援を身近な地域でやっていく必要があるというご意見もありました。また、市町村と役割分担で一次機能、一次、二次、三次機能をどう分担するのかということの取り組みについての明示ということについてのご意見もございました。この件につきましてはやはり、将来的には、一次機能を担うところ、二次機能を担うところ、三次機能を担うところということで将来的な体制の整備を図ってまいりたいと思ひまして、それについて県と市町村、それから民間団体との役割と計画の中に明記していくということで進めております。

それから、市町村事業に対する支援センター、県の支援についてということですが、7ページをご覧いただきたいのですが、この中で市町村が実施しております親子通園ですとか親子教室等について巡回等のバックアップ体制を強化して欲しいと、それからスーパーバイザーなどを強化してほしい等のご意見がございました。これにつきましては県とセンターの役割として、市町村が実施する親子通園事業等の支援について記載し、これを進める中でこれは協力して行っていきたいというふうに記載しております。

8ページ、9ページ、ずっとそのような体制がございまして、巡回指導など市町村の指導に対

してのバックアップ、学齢児についての取扱いで、保護者の皆さん、教師の皆さんに対してどう支援をやっていくのかということについてのご意見。それから療育支援事業の有効的、有益な連携体制のあり方等についてのご意見がありました。この件につきましても、各基本項目において連携について位置づけさせていただいております。

省略する形になりますが、9ページの中で医療機関に関する意見のところ、医療機関の確保の問題がありまして、その件につきましては、「1 医療機関の情報提供」につきましては現在公開しておりますが、確保した情報については市町村に提供すると同時に、医療機関の情報確保・提供について市町村も含めて全ての関係機関が担っていくということで役割の明示をしております。それから、医師の確保についてですが、医師会との連携体制が必要ということにつきましては、連絡協議会の開催とかそういう関係機関との連携の中で医師会との連携を記載させていただいております。こころの診療科の件につきましても意見がございまして、再開を早期にして欲しいという要望がございました。これにつきましては現在、病院事業局のほうで努力しているところですが、総体として全国的に児童精神科医が非常に少ないと、どの県でもやはり非常に人員確保に困難をきたしているという状況の中で、今、尚努力中ということで対応させていただいております。10ページ、11ページにはずっとそれぞれの施設に対しての巡回指導、連携体制というようなことについての明記をするようにということで、施設ごとに、児童デイサービス事業者や認可外保育所も入れるようにという意見もございましたので、これについて反映させていただいております。

さらに13ページなのですが、発達支援、乳幼児期の支援についてですけれども、保育とか支援情報の記入ノートの配布ですとか作成の説明とか、その検討をして欲しいということがございまして、これについては追記するという形で対応させていただいております。

就労支援につきましても就労移行サービスにつながるの支援が必要であるというような、もっと関係機関が連携して、具体的な支援のプログラムを提示しながらの支援が必要ということなどの意見がございました。これにつきましては、現在も個別の支援計画の中、それから就労生活支援センターでの指導等において進めておりますが、なお強化してという形で周知に努めていくという形で、研修会の強化、それから各相談員同士の連携、そこを強化していくということをすすめています。

連絡協議会の開催等につきましては、福祉の中に保育とか教育は含まれるのかというような非常に、やはり細かい分野での指摘がございました。これについては、保育・教育ということで明記させて頂くという形でやっております。

15ページをご覧頂きたいのですが、計画全体に関してのことです。その中で家族に対する支援が全体的に薄いのではないかと、発達障害者支援の中で家族支援は非常に重要であるというような強い指摘がございました。これにつきましては、発達障害児者支援ということでございますけれども、家族については一体としてやはりこれは支援をしていくということになります。この件は後ほど人材育成計画の中でも触れますが、その中ではご家族に対しての研修も項目として入れながら取り組んでいくという形で進めさせて頂きたいと思っております。

17ページをご覧頂きたいのですが、市町村の窓口の一覧を添付してほしいと、身近な

ところでやはり窓口の一本化というようなご意見がございました。市町村の取り組み方により様々な所が窓口になっていますので、その辺についてはこの計画に沿って新体制の強化、体制を確保する中で窓口の明確化、どういう形でやるのかと確認をしながら是非公表していきたいというふうに考えております。人材育成につきましては、計画と一体的にというようなご意見は事前の段階から強くありましたので、それにつきましては連動してということで計画の中で明記させていただきます。

以上、パブリックコメントについて県の対応、計画の中に盛り込むもの、それから今後の進め方の中で取り入れて配慮して進める事項、色々ございましたけども112件のご意見に対しては、やはりともに考えていくという立場からその実現の方向で対応させていただいております。

支援体制整備計画については以上でして、次の資料2の人材育成計画について説明をしたいと思います。これ現在パブリックコメント中ですので、またご意見を頂いたあと、計画を作ることになるかと思えます。支援体制整備計画もそうですが、人材育成計画も県が行なう事業だけを計画として掲載しているわけではありませんので、やはり全体的に沖縄県としてどういう発達障害支援の取り組みを進めるのかというふうな関係で計画を作成しています。人材育成計画につきましては、支援体制整備計画と連動する、要するに計画を推進するための人材の確保が必要ということですので、あわせてこれはどうしても強化していく必要があるというふうに考えております。特に支援において人材の質と量というものが果たす役割というのが非常に重要だと思っておりますので、そのことを踏まえて計画を策定するというようにしています。2ページのほうにこれまでの取り組みの状況、それから課題について掲載させていただいております。2ページの取り組みの状況はセンターが実施してきたことが取り組みの状況になっていまして、課題につきましてもそのことに対することを整理しております。これまで計画が無かったために、研修が非常に個人的な、個人の支援技術力の向上ということに留まっていた、計画的に沖縄県としての体制を強化するというような視点が欠けていたということが最大の課題かと考えております。そのこともありまして、今後計画を作り、それに基づいて地域で支援力を固めていくというふうな観点で人材の育成をしていきたいということです。

3ページをご覧頂きたいのですが、その中で人材育成の考え方を示しております。計画の目標といたしまして、繰り返しになりますが地域における一貫した支援体制を構築することを目的とします。その為の人材を養成・確保する。その為に研修につきましては、基礎研修、専門研修、普及研修を柱にして実施していきます。さらに市町村等が実施する、主体的に自主的に実施する研修につきましても発達障害者支援センターを中心として、そこに設置する連絡協議会を中心として協力体制を構築するというふうなことが重要かと思えます。また、離島や地域の支援については、その地域の特性に応じた社会資源をより活用した形で研修体制を強化するというようなことを進めてまいりたいと思えます。

計画の期間は、支援体制整備計画と同じで21年度から25年度までの5年間ということで設定します。実施体制ですが、1番目から5番目まで書いてあります。それぞれの研修にあわせてカリキュラムの内容を検討しますが、研修カリキュラムの策定にあたりましては関係機関や当事

者等で構成する検討会を設置して、より実践力のある研修にしたいと考えています。また、計画の進め方、それから内容、進捗状況等につきましては適時、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会に報告し、もろもろの今後の進め方等の意見についてもお伺いしたいというふうに考えています。同委員会から提案されました課題等につきましては後ほど説明いたしますが、県の関係部局で構成する発達障害児者支援機関連絡会議において検討し、県の対応方法を示しながら対応していきたいと考えています。

次、4ページ。研修の基本的な柱について述べさせていただいています。先程、基礎研修、専門研修、普及研修を開催すると言いましたが、4ページ、5ページは基礎研修に関してのもので、いわゆる対象とか実施方法とか、そういうことについての目標値を掲げさせていただいています。それから、6ページからは専門研修についてですが、基礎研修は広いテーマに基づいて各段階の支援についての基礎的な理解を広めるということについて重きを置いておりますが、専門研修については各地域で今後、人材育成を担っていく存在、それからコーディネートしていく存在、地域のコンサルテーションを担う人材、育成等を含めて地域力がこのことによって高まることを目標として研修を進めていきたいということにしております。この中においても当然カリキュラムにおきましては、当事者の皆さん、関係機関の皆さん等のご意見を踏まえながらカリキュラム構成をしていきたいということです。

8ページ。普及啓発に関する研修です。これは一般県民等に発達障害の支援について、発達障害を理解して頂くための普及、その事を進めてまいりたいということです。フォーラムですとか、県の広報番組とか、市町村の広報の徹底というようなこと、啓発パンフレット、そういったことを県として進めていきたいということです。

9ページに数値目標の考え方を示しておりますのでご覧頂きたいと思います。こういう内容で現在、人材育成計画につきましてはパブリックコメントを募集いたしているところです。この計画の案につきましても、先程の支援体制整備計画と同様に市町村の皆さん、それから親の会等当事者団体の皆さん、それからもちろん関係機関の皆さんの中身の御意見等を踏まえて、県の案を策定しているところです。

次、資料3をご覧頂きたいと思います。これは発達障害児者支援に関する沖縄県としての関係機関の連絡会議です。8月に設置いたしました。要するに横断的な途切れの無い支援をするために県と関係機関がどう手を結ぶのかということで設置した機関です。一つ一つ関係機関として部署を挙げております。福祉保健部、観光商工部、総務部、教育委員会、病院事業局で構成いたします。福祉保健部としましては、障害保健福祉課、国保・健康増進課、青少年・児童家庭課、これは乳幼児検診、保育、学童ですとか障害者施策、そういう所を担う機関でして、さらに相談機関、三つの相談機関がありますけども児童相談所、知的障害者更生相談所、総合精神保健福祉センター、その三つの相談機関と地域の要となります福祉保健所、そちらを福祉保健部の構成メンバーとしております。それに、観光商工部では就労支援を担うところとして雇用労政課、また総務部におきましては私学の部分、公立は教育委員会が担いますが、私学の部分は総務私学課が担当になっておりますので、そちらのほうを構成メンバーとしております。さらに教育委員会、これは県立学校教育課、義務教育課が関係機関として入って頂く。それから医療の提供ということ



での病院事業局、このように現時点での関係課による連絡会議を設置しまして、連携して取組を進めるということで確認をしたところです。

次のページにその連携体制のイメージがございしますが、それをご覧頂きたいんですけど、この支援体制は先程説明いたしました県における支援体制整備計画、また人材育成計画の推進体制ということで位置づけます。そういう意味では本日の体制整備委員会、また教育庁が所管している広域特別支援連携協議会、そこからのご意見を頂きながらその運営を進めていくと、さらに発達障害者支援センター、そこも当然中に入りまして連携をしていくという形で支援を進めていくということになります。各関係機関が連携しまして各市町村、右サイドの下の方ご覧頂きたいのですが、市町村に対する支援、それから連携ということを機関として進めていきます。さらに発達障害者支援センターにおいては、センターのほうに連絡協議会を設置しますので、そこの連携によって直接の連携も行なっていくという形になります。ちなみにこの各関係課に関しては、次のページに要綱が設置されていますので、その中で示していきたいと思いますが、まず連絡会議につきましては各機関の長を、課長、所長をメンバーとして構成しています。福祉保健部の福祉企画統括監が委員長として出席いたします。それから、その下に実務者会議、実際にその事務を担当する実務者会議を設置し、これらには、それぞれの関係機関の班長クラスが構成メンバーとして入ります。実務者会議につきましては月一回、定例会を開催するという形で情報共有し、課題の解決に望むという体制をしいていきたいと考えております。実務者会議で課題を整理し、今後の取り組みにむけての意見も聴取すると、連絡会議の中で協議をして取り組み方法を示すという形に対応していきたいということです。2ページ、3ページ以降に発達障害者支援法に基づいての、いわゆる早期発見から早期の発達支援等にありますが、それに対しての現在の取り組み状況、関連する事業、事業内容、対応の方向、それから担当部局、課ということを示しております。それぞれの課が自らの業務としてこの事業に取り組んでいくという形になります。ですからここに位置づけられたことが、一貫した支援として実施されることによって、発達障害児者及びその家族の皆さんに対する支援が、途切れの無い形になることを目指すという形です。ちなみに、この支援体制における県の役割は、市町村の役割にも流用することになりますので、市町村の皆さんも同じような役割を分担するものとして示されます。ですから、県の主管課と市町村の主管課のほうで連携をしていくと、同じような業務で連携をしていくということによって、市町村においても、このような連絡会議が組織されるというところを期待している所です。この件は、この連携会議を進める中で、そのような体制を構築していきたいということです。

資料4をご覧下さい。発達障害児者の圏域支援体制検討事業。これはモデル構築事業としてベースを設定しておりましたけれども、どうもモデルというとなかなか色々なイメージが、各方面から寄せられまして、一つにまとまらないということがありますので、圏域の支援体制検討事業ということで説明させて頂きたいと思います。これは21年度の障害保健福祉課の事業として進めているものです。社団法人沖縄県小児保健協会に調査事業として委託して、進めてまいりたいと考えております。事業内容は、圏域において発達障害児者及びその家族に対して支援体制の現状はどうなっていて、また足りている所と足りてない所はどうなっていて、今後、連携するとしたらどういふところを繋いでいくのかということについての検討が重要です。それを進めていきたいと考

えています。これは裏のほう、事業のイメージをご覧頂きたいと思いますが、県全体としてのニーズ調査、それから実態のところを現在中部圏域で実施することとしております。これはさる2月に中部圏域で実施するというので皆さんからもご意見を頂戴いたしました。中部圏域で現在の支援体制、社会資源がどうなっているのか、その現状を踏まえながら、今後の繋ぎの部分について調査・検討を進めていくということです。現在は、小児保健協会に委託していますが、小児保健協会は、乳幼児の健診が専門ですので、当然、学齢期、また成人期については事務局としての機能が厳しいところがあると思っています。その辺については、この調査検討事業を進めるときに検討委員会を設置したいと思っております。検討委員会としましては中部圏域のほうでは、ここで示しておりますこの例えば支援センター、児童相談所、児童デイとか、市町村、ここで描かれているところの機関の皆さんの連絡会議がすでに設置されております。その連絡会、検討会をベースにして中部圏域における支援体制を検討するというので進めていきたいと考えております。また元の所に戻りまして、そのような実態調査から詳細な調査の分析、それから圏域の関係機関等からの検討会議、支援体制の検討というような一連のプロセスをノウハウとして整理し、他の圏域でも、そういう取り組みを進めていけたらと考えているところです。ただ、こちらの委員としてのご出席の崎浜委員とか泉川委員の所在する北部圏域ではすでにこのような取り組みが実態として成されているということもお聞きしております。宮古のほうでも、緒方先生が、学齢期の調査をベースにしなが、少しずつ圏域の連絡会のようなものができつつあるということもお聞きしております。そういうことを踏まえながら、各圏域において途切れの無い支援体制ができるような身近な支援体制をということでの取り組みを進めてまいりたいということです。この事業は10月から始めることとして、現在、小児保健協会と調整をしているところです。

次の資料5です。昨年度から先進地の調査をということがありましたけども、今年の6月に滋賀県、京都府の視察をしてまいりました。視察先としましては滋賀県の発達障害者支援センター、それから滋賀県庁、それから京都府の発達障害者センターは状況報告という形で調査を行なってまいりました。その結果について表にしてまとめてありますので、それをご覧頂きたいと思っております。調査の目的としましては、この1ページ、2ページの左側の項目。いわゆる支援体制、市町村、支援センター、県等との役割分担はどうなっているのか、独自の政策として何かどういうことをやっているのか、子供の心の病院についてはどういう形になっているのか等々について調査をしてまいりました。その内容が、支援体制整備状況については1ページ目、発達障害児者支援センターの運営については2ページ目に記載しております。

沖縄県との大きな違いは、やはり一次支援、二次支援等について、市町村、支援センターは県との機能分担の明確化で大きな違いがあるということがありました。それと市町村の療育の支援体制の整備状況、やはりそこは大きな違いがあったように思います。それと、自立支援協議会が非常に機能しつつあると滋賀県では感じるころがありました。面白い取り組みとして京都府のほうですが、沖縄県としては障害児等療育支援事業をまだ続けておりますけども、京都府は、地域療育支援事業が一般財源化した時期に、これを発達障害者支援センターの支所として位置づけて、同じ法人に委託するという形でネットワークを構築しています。これは京都府独特の取り組

みでした。このように色々違いがございましたけど、やはりこの場、私どもが進めてきました発達障害児者支援体制をどうするのかということについて、お互いが、関係者がお互いのそれぞれの役割を十分認識した上で、それを機能化していく取り組み、これが最も重要なことであろうことは非常に印象深く思うところです。意見を頂く時間を取りたいと申し上げましたけど、時間がかかって大変失礼いたしました。以上が資料1から5の報告です。

(奥村福祉保健部長)

ただいま、事務局から報告がありました。御確認したい点を含め、御意見がございましたら、お願いします。

(泉川委員)

泉川です。大変膨大なメール添付ファイル資料をあらかじめ見ていたつもりですが、質問に重複や抜けがあったらお許し下さい。

医師の研修計画は、非常に少ないというのが現状ですね。医療が発達障害支援でどれくらい必要かということについては色々意見があって、乳幼児健診やその後の支援ということで保健師や保育士等がコミットしていかないと成り立たないのでこういった計画になっていると思うんですね。実際に児童精神はじめ医師の参加が少ないという事を前提に計画を構築していくと、このような形なのかなということはあると思います。それでもやっぱり医療からの支援体制をどうしたらいいのかということで私なりに考えました。県の計画では沖縄県の医師が東京等で研修する際の助成と医師会との協力でということですが、具体的に医師会がどうするかということについてはちょっと分かりません。少なくとも発達障害の診療に関して手を上げている20医療機関、あるいは県の資料では38ぐらいでしたか、診られるとされています。その内容もおそらく診断をすることから薬まで処方するけれどもという事だと思います。小児科の先生に聞いても、診ることはできるかも知れないけれども、そのフォローを自分達開業クリニックではできないので、それをどこにしたらいいのかということのようです。昨日の小児科の地方会でも、臨床医師が診断したり処方したりしていいのでしょうかという質問が、現場からもあがってました。逆に言いますとそういう先生方を色々なかたちで取り込む事で、もう少し医療における支援体制を作っていけるのではないのかなと思っています。それで提案としては医師の連絡会、あるいはネットワーク協議会、あるいは精神科と心療内科と小児科の先生が50人ぐらいまとまって年に1回くらい研修会をすとか、県内で集まって課題を共有すとか、そういう場が欲しいなという事です。

まとめますと、医療の研修に対する計画が少ないということと、医療者のネットワークをつくっていただいて、ちょうどこの連絡会議等でそういった調整をしていただければ非常に良いのではないかと提案したいと思います。

(奥村福祉保健部長) 提案ということで、承ってよろしいですか。他にございますか。

(岡崎委員)

岡崎です。質問なのですが、先程の専門研修の方の色々計画案が出ていますけれども、実際にスタートするのはいつごろなのですか。

(垣花障害保健福祉課長)

今、全体計画の進め方を含めてですね、関係者がやっているところですので、早期にとは思っていますけれども、下半期には是非ともやりたいと思っています。進めたいと思います。

(岡崎委員)

すいません、あと一つですけれど。発達障害児(者)支援機関連絡会議というふうに先程説明いただきましたが、こちらの方もスタートはいつになるのでしょうか。まずは連絡会議を開催して、その後で実務者会議というのが月1回ということですか。

(垣花障害保健福祉課長)

これはもうスタートしておりまして、8月12日に第1回の連絡会議を開催して、その中でこの役割・機能等については各関係課長と確認を致しております。また実務者会議につきましても、第1回目はすでに8月に終わりました、その際には支援センターも参加していただいて、第2回目をまた9月、決めておりますので今週に行うというかたちでこれはもう動いております。

(我如古委員)

我如古です。今、専門研修の方を調べたのでついでなのですが、資料2の最後の10ページなのですが、一番上の乳幼児健診従事者研修の内訳が県の研修20名で市町村研修が80名なのですが、うちの職場にこれを回した時に乳幼児健診従事者の方でもっと市町村の健診を増やして欲しいとか、あともう20名、県の保健師がもし研修を受けたら市町村の健診を手伝ってくれるのかということができました。それを確認してきて欲しいと言われたのでよろしくお願いします。

(垣花障害保健福祉課長)

専門研修はですね、その前の基礎研修を受けられた方を対象にというふうに考えておりまして、その前の9ページの方で保健師の県内総数の30%程度150名程度ということで基礎のところを入れてあります。ですからこれはあくまでも目安・目標ですので、最低限はその辺とりたいなという事ですので、それ以上になっても別にかまいません。それと県の保健師と市町村の保健師が連携して支援にあたっていくという事は、体制整備計画の大きなポイントでございますので、この辺のところは是非研修の在り方も含めて連携していただけたらと思っています。

(佐久川委員)

佐久川です。医師の研修の件が私もとても気になっていたもので、泉川先生からお話があって、良かったと思います。併せて発達相談をずっと手掛けてきた者としまして、心理職の研修も乳幼児健診等の従事者の中に入れていただく事ができないかなという気持ちがあります。健診には長

い間携わってきておりましたけれども、それに関する研修は一切無かったかと思えます。保育士向けの専門研修については、親子教室とか親子通園を含めて、この辺の療育に関しての内容は保育士のレベルでも学生のレベルでも、研修や授業で受けてくる内容とは全然違うので、実地研修がどうしても必要ではないかなと思えます。なので、講座というよりは具体的な支援の仕方、実習を通して体験するような形にさせていただくと、それぞれの地域でそれぞれに合ったやり方に還元できるかなと思えます。

また、教育に関しては、沖縄県の広域特別支援連絡協議会と連携しつつ進めていく、ということと了解できたのですが、可能であれば教育に関してもこのように、いつ頃どんなふうな研修がどのような形で計画されているのかを公表していただきたい。むしろ教育の方の見通しが末端には分かりにくいというのが現状です。親御さんにも伝えにくいところがあります。できれば教育の方のこのような計画みたいなものを、何かのかたちで私達が見る機会あればなというのと、ホームページ上で公開していただけたらなというふうに希望いたします。

(垣花障害保健福祉課長) トータルとしては研修計画はどんどん実施してまいります。現状としてどういう情報提供しているかという事だけ説明させていただきます。

(比嘉教育委員会県立学校教育課主任指導主事)

比嘉といいます。特別支援教育理解推進事業の中で、研修等ずっと進めておまして、この資料の中でもそれぞれ一部はでていますが、全部はでていない部分もあります。理解・推進・研修ということで、管理職、一般職員の研修それぞれやっております。場所は、それぞれの教育事務所単位であったり、総合教育センターでの後任研修だとか10年研修といったそういう研修等であったりという形で進めています。それからコーディネーターのまずは養成研修。コーディネーターの方にも最初の方、それから専門スーパーバイザー的な方のそういう研修の程度に合わせた研修会等も年に数回以上実施してまして、今それをホームページでこういう研修やっていますよという事で公開して欲しいという御意見ですよね。これは持ち帰って課内で調整をしまして、これを公開することができるのかといったところは検討します。

(緒方委員)

琉球大学の緒方でございます。資料の1-2の13ページの支援情報等記入ノートの配布、それから内容利用方法等に関する検討ということです。教育と福祉の連携ということで広域連携協議会とそれから福祉の方と連携をずっととってまいりましたけれども、広域連携協議会の方で今進めている「えいぶるノート」という支援ノートがございます。これは御提案というかお願いなのですがけれども、お互いの協力で「えいぶるノート」の利用を是非積極的に薦めていただきたいということをお願いしたいと思います。それに関わってこのモデル事業ですよね、資料4ですね、事業のイメージ図というところにありますけれども。これは小児保健協会と協力しながら中部を中心にこれから進められていくと伺いました。この部分でも途切れない支援ということが何度も出てきます、その為のツールとしても是非積極的な御利用をお願いしたいと思います。再度確認

ということをお願いしたいと思います。以上です。

(崎濱委員)

崎濱です。研修の件ですが、名護市の教育委員会が名護市内の幼稚園の全てに、教育的支援の必要な発達障害の子供に対して支援員を派遣しています。現在、私ども法人が受託しているのですが、スタート時に人材育成としてすぐ研修を実施しました。現場からの要望としては基礎講座の後に、先程佐久川さんが発言されていましたが、実践においてはすぐに伝える技術が要求されます。つまり支援者側のコミュニケーションスキルということです。相手側に分かりやすいコミュニケーション・伝える技術・教える技術を獲得したいとして、ロールプレイや演習を主とした研修を要望しています。現在、限られた小さい範囲で実施しています。しかし、発達障害の支援においては様々な障害との関わりが求められます。専門研修として、医療の専門家から教育現場や生活現場へのつなぐ視点が大事になります。また現場で表面化した課題を専門家につなぐ仕組みも大事です。このつなぎをスムーズにしていくことが大事だと思っています。今後、小学校、中学校においても同様な取り組みが計画されますが、同時に人材育成を推進する必要があると思っています。このような研修を具体的に計画する必要があります。幸い、北部圏域はそれぞれの顔が見えやすく計画できると思っています。先程ありました福祉と教育の繋がり施策上ではできています。実際、各領域の専門家が気軽に繋いでいける仕組みづくりを可能とする研修を提案いたします。

(真謝委員)

教育センターの真謝です。宜しくお願いします。研修のお話が出ておりますので、この人材育成計画の実施体制のですね、カリキュラムの作成等にあたっては検討会を設置して対象者や内容を検討していくということで、対象者についてはその次ページから基礎研修・専門研修・啓発研修という形で、ある程度対象者をもうすでに明記されているわけですがけれども、それぞれの基礎研修、かなり色々日常的に関わるものということで、いわば子供さんや親御さんとの実際に接する前線に居る皆さんに対する研修。そして、位置づけ的にはその基礎研修を終えた方が専門研修の対象者という捉え方ですかね。それぞれの研修対象者がこの研修を終えることで、どういうふうな役割・方向。どういうふうなところまで到達してもらって、どういうふうな役割を果たすことが想定されるのかということまで含めたカリキュラム作成なのかという事を確認していただきたいと思います。

この検討会をどの時点でどういうふうな形で始めていくのかということですね、今いきなり走らないでということもあった気がしますけど、その辺も検討会でじっくり汲んでいかないといけないのかなとも思いますけれど、その辺り何か今準備しているものがあったらお願いします。

(垣花障害保健福祉課長)

今御指摘のあった、研修を受けた後どうやって地域の中でその役割を果たしていくのかということが最も重要。そのために研修計画を作るということです。ですからカリキュラムを当事者の

皆様を含めて一緒にやるということは、関係者がそれぞれの役割を果たせるようにどうゆう知識が必要なのか、どうゆう技術が必要なのか、そういう事を考えていくところなのですね。この研修の中で、研修名はこのようにいくつかの段階に分けておりますが、その中で例えば地域子育て支援センターだけとか、それか保健師と地域子育て支援センターだけとか、そういうグループ分けをしてもいいわけですよ、基礎研修の中で。その方が分かりやすければその方が良いといった事もある。ただこの対象となる窓口の人達は最低このところは理解して欲しいという意味でこの分け方をしていますので、対象者、それから役割、カリキュラムの内容、実務を入れるのか、入れないのか。それを含めて実施をしていくための検討をする必要があると思っております。これを全県的に束ねると非常に機動力が弱いので、そういうこともあって圏域というのが非常に重要となってくるということです。やはり機動力を持って、せっかく得た研修の成果をまず活かしてみようと、活かしてもう一回フィードバックをかけてもらえれば良いのではないかとということで、この研修を繰り返すことで地域の中で子育て・支援するノウハウがカリキュラムも一緒に出来上がっていくことを非常に期待しております。それを将来的には圏域でどんどんスキルアップをしていく、ブラッシュアップの研修は地域で自主的に計画ができるぐらいにやれることを期待したいと思っておりますが、そこは急がずにしっかりと前期をなんとか実践できるような体制を作っていきたいということが、私共としての方向性です。

(大城委員)

随分県が前向きに色々な事をやろうとしているのが覗えると思います。前の年から比べるとそういう体制がすごくしっかりしてきたと感じます。それで、一つは整備計画に基づく連携体制のイメージ図(資料3)なのですけれども、発達障害者支援センターは県の事業であると位置づけるけれども、連絡会議と発達障害者支援センターは矢印で結ばれるものなのか。連絡協議会からの提言や、逆の方向の矢印というのがあるのかどうか。何かセンターだけが浮いているという感じがするのですけれども、これについて一つ。

それから二つ目は発達障害者支援センター連絡協議会の中のメンバーを見せていただくと、義務教育課のトップの方達が入っていないというので、やっぱり一番困っているのが義務教育の方なのかなというところがあって、むしろ特別支援教育プラス子供たちを受け入れている義務教育の方のスタッフが入らないのはどうしてなのかなという部分と、広域の特別連携協議会とのリンクというのはどうなるのだろうというのがちょっと思いました。

それから先生方がおっしゃっている実習が意味のあるものになるためにというところで、どの研修においても途切れない支援ができるということを関係者全てが一貫して分かっている必要はないことということで、どの研修においてもその事が認識される研修になると良いと思いました。

あと5年計画でどのくらいの質的なものが蓄積された人が、どこの市町村にも何人かいるよねということと、市町村でも支援をするためには各市町村にそういう資質を持った人達がいるということに絶対繋がるような研修にできると良いかなと思いました。それは市町村が窓口になった時に、窓口の行政側の人へのサポートにもなるのかなということで、先生方と同じように研

修の在り方についてももう少しきちんともっていけたら良いのかなと。

もう一つ4番目は、中部圏域でつくるのですけれど先程のお話の中に北部では連携ができていたりとか、岡崎さんのところではなんか連携ができていたりとか、宮古ではある程度連携ができていたというのがあれば、実際にそれを出してもらって、それで共通しているところと地域の特性に合わせたやり方をされているところなど、すでに上手くいっているモデルについて出してもらった上での中部というのもゼロからやるよりは小児保健協会の方も大変だと思うので、その辺の良い所・改善しなければいけない所で、また議論ができると思いました。

(垣花障害保健福祉課長)

発達障害者支援センターのどうも一つだけ浮いているようだという事ですが、先程申しましたけれども支援連絡会の実務者会議の中で定期的に連携いたしますし、県の機関としてもやりますので、一つ矢印を入れていただいて支援機関連絡会議との連携ということでやっていきたいと思えます。

それと義務教育課ですが、連絡会議のメンバーの中で、これは資料3の1ページを御覧頂いたら分かるのですが、県立学校教育課は特別支援を担う。それと義務教育課の両方の課長に連絡会委員として入っていただいております。それで義務教育のところも進めていくという形でやっております。それと研修の在り方の問題ですけれども、御指摘のように色々な形で連携を取っていくという意識付けが必要で、これが最も重要だと思っています。全ての計画・体制の目的は地域における一環した支援力の確保という事ですので、それを大前提として全てのもので取り組むと。

それとモデル地区の話なのですが、これまで北部・宮古・南部でも色々な連携は取ってきています。そういう意味では取り組みが少しずつ動きを見せているという事だと思っています。あえて中部としましたのは市町村が非常に多いという事と市町村の中で非常に独自の連絡体制を複数とってきているということが一つ。独自の取り組みをしながら圏域としての取り組みに展開しつつあるというところが一つあります。それと都市型の社会資源と都市型で無い所の社会資源とを比較するところがございまして、そういう意味で今回は現在取り組みを進めているところとの比較、それから連携、調整は致しますが、とりあえずこの調査としては中部で進めていきたいと考えているところです。決してどの圏域がどうしたということでは無く、それぞれの所で強みがありますので、そこのところは活かしながら進めていきたいと思っております。

(奥村福祉保健部長)

時間も予定よりオーバーしておりますが、また、最後に御意見を伺いたいと思っておりますので、次の議事の方の発達障害者支援センター運営状況と研修計画等について進ませていただきたいと思えます。それではセンターの方よろしく申し上げます。

(高良発達障害者支援センター長)

支援センター長の高良です。先程からの貴重な御意見ありがとうございます。発達障害者支援センターについてこれまでの事業説明をしたいと思えます。お手元の資料の6番ですが、発達障



害者支援センターについては委員の皆様はよく御存知だと思いますので、少しポイントを絞ってお話したいと思います。支援センター「がじゅまーる」は今年の4月に前事業所から引き継いでスタートしましたので、実質沖縄県発達障害者支援センターは3年目になりますが、私どもはまだ半年ぐらいの経験で行っています。また、急な準備で体制作りをしたため、スタッフも十分な専門員が揃わない状況で、どうにか4人の専任スタッフを確保して事業を開始しました。当初は前事業所からの引継ぎのケースを中心に業務を行い、それと並行して専任スタッフの研修を組み込んでスタッフを育てながら事業を進めてきました。これからの後半に向けてはある程度事業の体制を整えて地域での支援の体制整備や、その他色々これからまた邁進していきたいと考えておりますので、そここのところの事情は御理解いただきたいと思っております。

私達「がじゅまーる」の前事業所と異なるところは、医療とリンクしているということです。つまり医療機関である沖縄小児発達センターに附置されているため、必要があれば乳幼児については医療と速やかに連携がとれるということがメリットだと考えております。ただ先程御指摘がありましたように思春期、青年、成人に関しては、医療機関との連携が非常に乏しいということが問題であり、今後専門医の研修や人材育成、医療のネットワーク作りが重要な課題だと認識しているところです。前置きはこのぐらいでセンターにおける役割は資料の1から5枚目をご参照下さい。前事業所の引継ぎで同じ内容ですので、本日は割愛させていただきます。では資料9ページからは相談支援員の嘉陽が説明いたします。

（嘉陽相談支援員）

実際、現場で相談を受けている中でみえてきた現状を資料のデータと共に、ご報告させていただきたいと思います。まず9ページをご参照下さい。これらのデータは4月から7月までの4ヶ月間の実績です。実支援人数としては7月時点で202名となっており、内相談支援が176件とその大多数を占めています。この部分が前センターと異なる点の一つかなと思います。これは国が示す事業報告の規定が今年度からさらに厳密になっていることが少なからず影響しているのかなと感じています。発達支援の規定で“個別の支援計画を作成し、それに基づいた相談、指導、助言”となっているため、例えば学校の先生や保護者に対して関わり方の助言を1回の面談で終わる単発ケースというのは発達支援では無く、全て相談支援の中にカウントされます。また発達支援に移行するまでの面談も全て相談支援に入ってきますので、おのずと支援内容における相談支援のウェイトが大きくなるのではないかと思います。残り下半期ありますが、現時点で相談支援としてカウントしていたとしても年度終わりには発達支援や就労支援の方にカウントが移るという可能性も大いにでてくるのが推測されます。

次に相談種別ごとの支援対象者の年齢層についてです。先ほどの説明からも覗えると思いますが、相談支援において全ての年齢層から相談があり偏りなくニーズがある状況です。発達支援に関しましては幼児期後期が若干多く、約半数を占めていますが、学齢期の相談も結構来ています。就労支援は全て19歳以上です。

次のページに移ります。支援対象者の居住地の状況です。当センター近郊ということも影響してか中部が最も多く、次いで南部からの相談件数も結構多くなっています。それに反して北部は4件と少

なく、このことから、地域の支援体制の状況が覗えられるかなと感じています。年齢としては18歳未満・以上の差はあまりなく、成人ケースの相談もそれなりに多く相談が来ています。

次に支援対象者の診断名の内訳ですが、圧倒的に未診断の方が多いです。半数以上診断がついておらず、発達障害の可能性が考えられるという相談が多いです。

自閉症の中でも知的障害を伴う、伴わないというはっきりとした診断に関しては、保護者から聞く情報のなかで曖昧な場合が多いため、不明が多いです。

次11ページに移ります。主な相談内容の状況ですけれども、一番多いのは家庭生活(家庭療育・余暇・不適行動)です。具体的には家庭における関わり方の相談、成人期だと行き場所が無いという相談や日常生活をどのように過ごしていけばいいのか分からない、または対人関係で上手くいかないのに対応の仕方を教えてもらいたいという相談があります。そういった内容はすべて家庭生活に含んでカウントしております。それ以外に多いのが情報提供、その次が健康・医療になります。このなかで薬物治療や不眠等の相談はほとんどなく、この55件のほぼ大半を自分は若しくは我が子は発達障害ではないかという相談が占めています。それ以外の教育部分における相談も結構ありますが、それにつきましては、今後教育分野と連携してやっていけたらと思っています。

次に相談者の状況ですが、圧倒的に本人・ご家族からの相談が多く、8割を占めています。そのなかで最も多いのが保護者・御家族の方からの相談でした。うち御本人さんから相談は117件でした。特別支援学校の方からの相談は今のところ無い状況です。

次、最後12ページの研修業務実施状況ですが先程も色々お話があった中で、センターが主催で企画した研修や、共催で企画した研修は7月末現在の上半期の状況では未だ実施していない状況があります。これは前半の上半期はセンターとしての体制を整える等の準備段階でしたので、こういった実績、状況になっております。今回協議した意見を踏まえて今後下半期の研修計画に活かしていけたらと考えています。

今の流れで資料7の説明に入っていきたいと思います。今年度下半期における研修計画の案です。研修におけるニーズとしては実際現場で直接発達支援に携わっている保健師や保育士向けの実践的な研修を希望する声を多く耳にします。それらはすごく大切なのですが、もう少し地域の実情を具体的に把握しそれらを踏まえた上で、計画的に研修を組んでいかないことには実際各自それぞれが持ち帰って現場に還元できる本当の意味で身になる効果的な研修に結びつかないのではないかということがありました。そこでまず現実的に下半期にできること、やるべきことは何であるかと考えたときに、今現状として日常的に各圏域のなかで実際に発達支援においてアドバイザー的役割を担っている方たち、「障害児等療育支援事業」の委託を受けている機関も含めそれら支援者を対象にした研修を行うのはどうかと。具体的には、前半は講義形式、後半はライフステージ毎に分科会のような形にすることで支援者同士の繋がりの場を設け、相互の情報交換、課題共有を図りたいという目的があります。また、センターと各地域のキーパーソンとの繋がりができ、そこからそれぞれの地域の現状をしっかりと把握することで、今後の研修をより具体的にすすめていくための前段階、情報収集、ができたというねらいもあり、それを各圏域で行ってはどうかという事でこういった計画に至っています。

普及啓発としては12月に職業センターとの共催による就労に関するセミナーを予定しているといったところです。

(高良センター長)

今年度の支援センターの短期目標としては、「早期発見・早期療育」と「離島支援」です。資料6の10ページをみますと、支援センターの利用者は南部中部が大半を占めていて、離島や北部がほとんどいないのが現状ですので、それを踏まえて、やはり地域の、特に離島の方の支援をどうにかしないといけないということです。それにはまず、障害児等療育支援事業等とリンクさせる形で、離島で支援している方々と情報交換やアドバイザー的な支援をしながら離島の現状を把握することで今後の宮古・八重山の離島支援の体制作りを行っていきたいと考えています。

そこから乳児健診の体制について、離島も含めて現状がどうなっているのか私達には見えてこない、把握していないのが現実ですので、そのところも先ず各地域に出かけていき現状把握を行ったうえで、早期支援・早期療育に関する体制整備や研修計画を行っていきたいと考えています。以上、説明を補足させていただきました。

(奥村福祉保健部長) 資料8の説明をよろしくお願いします。

(垣花障害保健福祉課長)

資料8ですが、発達障害者支援センター連絡協議会に関する説明です。センターを補佐して連携してさらに強化していくという意味で、前々からセンターに連絡協議会を設置するようにと要望等が各関係者からありました。それで今回こういう設置要綱の中で設置することにしております。

人選はすでに終わっております、17名の委員ということでやっています。医療・保健・福祉・教育・労働・当事者団体・学識経験者ということで17名。そのうち3名、福祉の2名と保健の1名が県の相談機関の職員になっておりますので、そこを除く皆さんについては各団体から御推薦を頂くかたちで選考させていただきました。

医療の方からいきますと、選定の考え方、医療の2名は県医師会の方からご推薦としていただきました。小児の方の担当としまして名護療育園の勝連先生、それから成人の方の精神科の担当としまして医療センターの宮川先生。それと保健の方ですが県小児保健協会の方から医師の方と保健師の方2名ご推薦いただいています。この皆さんは乳幼児検診の担当をしておられる方達になります。そこに精神保健福祉センターの相談判定の主幹が入ります。さらに福祉なのですが福祉につきましては保育所ですね、これは県社会福祉協議会の中に設置しております沖縄県保育協議会というのがございますが、そちらからの御推薦で障害児保育に取り組まれている方ということでエミール保育園の園長先生。それからもう一方が発達障害の関係で県社会福祉会の御推薦ということで、前の発達障害者支援センターの支援員をなさっていましたけれど「べあ・さぼーと」の山城さんの推薦を頂いています。そして教育の方ですが、県総合教育センターの相談員の御推薦。それから県臨床心理士会の御推薦ということで伊是名さんを御推薦頂いております。労働の分野につきましては障害者就業・生活センターからということで「チムチム」の中村さん、それと独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者沖縄障害者職業センターの上田さん、カウ

ンセラーの方ですね。当事者団体につきましてはお二方、この件につきましては私共の方で把握している15団体ほどの当事者団体がございます、そちらの皆様にお集まりいただきました。その中でどのようなかたちで選考するかというお話し合いのもと、それぞれの団体から御推薦を頂くというかたちでご推薦を頂いた結果、「まいわーるど」の西岡さんと「はっぴいばるーん」の照屋さんのご推薦を頂いております。あとは権利擁護の問題があるということで県弁護士会から弁護士の仲宗根さん、それから発達障害に色々取り組まれておられるということで沖国大の知名先生ということで、17名で構成してこのメンバーでもろもろの個別支援計画、それから相談、それから支援センターのあり方、人材育成含めて色々連携して進めさせて頂くということで進めております。以上です。

(奥村福祉保健部長)発達支援センターについて報告と説明がございましたが、御意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

(岡崎委員)

連絡協議会の方、開催の方向に行くということで非常に待っていましたので嬉しい報告です。実際にこのメンバーでどれくらいの割合でお集まりになるのでしょうか。計画としては年に何回とか毎月とか色々あると思うのですが予定としては。

(垣花障害保健福祉課長)

これは支援センターと事業計画のすり合わせをしながら進めていくことになっていきますが、基本的には最低年2回程度は全体会を開きたい。ただし17名のこれだけのメンバーそれぞれの分野での御専門になりますので、その都度運営状況によっては部分的な意見の交換という事は当然必要になってくると思っています。固定的な運営と考えないほうが良いかと思います。

(岡崎委員)

是非部会という形でやっていただきたいと思います。細かな話し合いというのは、この大人数ではなかなか決まらないと思いますので、是非部会の方よろしくをお願いします。

(緒方委員)

発達障害者支援センター「がじゅまーる」という施設が今年4月からスタートということで今後にとっても期待しています。先程データが出ていたのですけれども、私教育の立場でありますので相談がどれくらいあるのかなと気にしながら見ていると、61件ということですね。御報告の中にもこれから関係機関との連携を取りながら進めていきたいということがあったので、おそらく問題無いとは思いますが、今日はたまたま真謝委員も来られています。教育のほうでは県の総合教育センターの方で相談事業をしています、たまたま距離的にとても近いので、是非綿密な協力をとっていただいて、良い意味での役割分担をお願いしたいと思います。前回のセンターの方にとっても熱心で全部抱え込まれて大変な思いをされたということがありました。広域連携協議

会の場でも連携をという事について何度も話がありながら、なかなか上手くいかないことがあったようですので、今回は良い意味での役割分担、それからリンクをされることを期待いたします。以上です。

(真謝委員)

今、緒方先生からありましたが、先程の嘉陽さんからの報告にもありましたけれども、「がじゅまー」のスタートの時からすぐお互い行き来始めております。実は今日も支援センター相談支援員の嘉陽さんがうちのセンターにみえました。色々と情報交換また中部圏域での相談支援の展開についてできる限り役割分担あるいは必要な引継ぎ・住み分けをしながらやっていこうという事はやっておりますので、その辺は乞う御期待といえますか御心配なくという状況でございます。

(大城委員)

先程義務教育のトップの方が入っていないと私が言ったのはこっちの方なのです。センターの連絡協議会の方に。広域特別支援連携協議会の方には校長先生とか義務教育の先生方のスペシャリストが入っているのだけれど、ここに入っていないのは、逆にそういうポジションの人達からもセンターに対しての要望なり意見なりというのを直接反映するというのはどうなのかなと思ったのですけれど、どうなのでしょう。ここに特別支援学校の先生方は入っていますよね。だけど義務教育の先生は入っていないというのはどうなのかなと思ったのですけれども。

(大城障害保健福祉課地域支援班長)

私の方から御説明させていただきます。先程課長の方から御説明したように、今回、各分野から2名の委員を選任しようという考えがあり、教育分野につきましては教育委員会の方にその旨御相談をしたところでございます。実際、特別支援教育については、義務教育課と県立学校教育課で実施しているのですが、基本的には県立学校教育課の方で特別支援教育を実施しているところがあって、今回主としてそういう取り組みをされている総合教育センターの方から委員として入っていただいた方が教育の方としてはより適任ではないかということが一つございました。もう一つは、実際教育現場の方では臨床心理士の方に色々アドバイザーというかたちで支援をしてもらっているということもございまして、沖縄県臨床心理士会の方から推薦を頂いて委員に選任したほうが良いのではないかとアドバイスがございまして、こういった委員の人選ということになっております。

(垣花障害保健福祉課長)

補足いたします。各現場の課題等につきましては、県の連絡会議の中で吸い上げるということは十分に可能でして、そういう事を含めてセンターの連絡会議との合同会議も開催いたしますので、そういうところで考慮させていただきたいと思っております。今回の支援センターの方に設置する連絡協議会は、やはりもろもろあがってくる諸課題に対して直接支援することも含めて、力を担

っていく・専門的にアドバイスしていくことを含めての機能・役割を持っていきたいと思っていますので、そういう意味では課題の抽出なり吸い上げということについては、連絡会議の中で吸い上げていくという形で当面やっていきたい。現在設置してまだ機能していませんので、どうかたちで機能するかというのを見ながら対応していきたいと思っています。

(大城委員)

ただ、発達障害者支援法の対象になっている子どもたちの多くは普通クラスにいる子供たちなので、心理の先生はスクールカウンセラーとして入っていたとしても校内委員会とか管理職に対しての提言とかは、スクールカウンセラーのポジションの先生からするとやっぱりとても難しいところがあったりするのかなとか。あとやっぱり特別支援学校の先生は特別支援教育のプロではあるけれども、普通・義務教育の中にいる先生方がもっと育ってきた上で、逆に「がじゅまーる」に対して要望をどんどん出していけるというぐらいに力をつけていってもらえると良いのかなというのもあったので、そういう事を言いました。はい、結構です。

(真謝委員)

今、大城さんからあったことも、もっともなお話だなと思います。今回この連絡協議会の委員ということで私どもの教育センターの特別支援教育班に誰か推薦してくれということで話がまいました時に、センターの役割・機能として発達支援だとかあるいは相談支援というのが非常に大きいということで、今現在相談支援の件数というのもあがってきておまして、取り扱った業務の内容として大きなウェイトを占めてきている。そういう意味で相談支援という部分でなんらかの繋ぎをしながら、センターの動き方についてある程度色々御意見や情報提供をさせてもらえるということでうちのセンターに依頼があったのかなと思っております。それでうちの方からは実際に教育相談の方の中心的な役割をしている者、そして本人は義務教育の学校の先生方のコーディネーター養成研修等も業務として携わっていますので、小中学校の状況や課題などを吸い上げていくという事についても本人なりに取り組んでいくところもありますので、力不足ではありますが、とりあえず役割は果たしていけるとは思いますので、そういうかたちで理解していただければと思います。

(崎濱委員)

まだ各地域で自立支援協議会が成熟していないこと、先程大城さんも発言されましたが課題の一つだと思います。名護市の話で恐縮ですが、福祉部ではなく教育委員会の方から発達障害の体制整備の働きかけによって実施しています。その後で地域の自立支援協議会の児童部会も動きはじめました。この取り組みは市町村だけではなく、事業者側からのアプローチも重要です。先ほど、大城さんが発言されていた市町村立の学校教員は大変悩んでいる状況だと私も思っています。療育等支援事業等の学校支援における課題、行政における課題を表面化させることが大切です。また生活支援、就労支援の実践現場から好事例を教育現場に示していく必要もあると思っています。また県立である特別支援学校と市町村行政とのつながりも重要です。今後、地域自立支援協

議会を成熟させるにはこの協議会との連携は欠かせないことであり、そのことが地域づくりに貢献する役割になると思っています。まずは各地域で好事例を表面化させていくべきだろうと思います。以上です。

(岡崎委員)

今後の課題というかたちになるかと思いますが、体制整備委員会の案の方で療育等支援事業の名前が出てきて、それ頼みなのかなという感じに受けるのですね。それは事業所が委託として受けているわけですね。たぶん実践で大変御苦労されていると思います。そういう8箇所ですぐくらい発達障害の相談を受けているかというのは地域でばらつきがあると思うのですね、その辺ももうちょっと詳しく話し合いされて、できればここでそういうデータがいただければ良いと思います。もっと自立支援協議会の中でも非常に活発なところは活発だとは思いますが、なんとなく市町村任せかなという感じもして、自立支援協議会の中で話される内容で発達障害についてどれくらい話がされているのか、市町村でどれくらいニーズを感じているのか、この計画案では良い感じで巻き込んでやっていくというのは分かるのですが、実際に地域でどれくらい課題に思っているのか、ニーズを感じているのか、そうしないと拾われないというのですかね。結構いると思うのですね。困っているのは保護者・当事者。当事者は療育等支援事業とか児童デイサービスで対応可能ですよね。保護者もセンターさんの方で広げていけばいいのかなと。担任ですよ、教師。担任は校長先生が「NO」といえばもう出られないのですよね。この辺をセンターとかそういうところでも相談を受けて返していくということも入れても良いのではないかと思います。その辺大城さんも非常に気になさっていると思いますね。

(垣花障害保健福祉課長)

今のお話ですね。県の事業として巡回ができる体制というのが障害児等療育支援事業になっている関係がありまして、やはりそこを巡回支援の柱にせざるをえないというところで事業がやってやっています。障害児等療育支援事業については今年度1ヶ所追加いたしまして巡回に特化するかたちで実際今やっています。それともう一つは岡崎委員から指摘のある市町村の意識の格差ですね、それが確実にあります。ですから巡回を通して格差をできる限り埋めていく事は何かできるだろうかということなのですが、巡回と研修と相談体制とリンクを上手く図っていくことがどうしても必要になるということです。あわせて地区の自立支援協議会と圏域の自立支援協議会、これを強化していく必要があると考えています。これにあたりましては先々週に各圏域別の説明会を開催して参りました。障害福祉計画の説明と合わせて今の発達障害支援体制整備計画の説明。その中でそれぞれが県の福祉保健所、それから市町村、それから事業所の皆さん、そこは地域の自立支援協議会の皆さんに御出席いただきました。それと圏域のアドバイザーも御出席いただきましたので、そのメンバーで意見の交換をするというかたちで問題提起をやっています。そこで私共が説明しましたのは、一点で計画でも方針でも出してこれが地域に全て行き届くのではなくて、地域の中でどうゆう社会資源があって、どういう課題があるのかということと各々が発見をし、提供をし、協議をする場をどうしても活発化しないと表に出てこない。だからその事を是非

取り組みとして強化をしてもらいたいということをやっけてまいりまして、圏域の集まりを今後、福祉保健所・圏域のアドバイザーを中心にしながらもっと活発化したいなと思っております。

もう一つの事業ですが、当事者・保護者の皆さんの意見交換が出来る場所、それから療育の研修が実務的に出来る場所ということで、9月の定例会に補正予算の提案をする事としております。まだ開会ではありませんので今週の金曜日に開会して実際に提案させていただきますが、それは発達障害児の市町村が整備する地域の拠点に対して支援していこうという案です。場所を確保することによって、今の障害児等療育支援事業の巡回やセンターが巡回で行く時とか、そういう相談をする、なおかつ療育を共にやる。そこに地域の支援体制の皆さんに参加していただく、実際の相談であるとか療育の場に参加していただく事で実務の研修を重ねていく、そういうことをやっていきたい。目的は全て地域力です。身近な地域で支援する体制をとるということになっていきますので、その事を進めていきたいと思っています。一つずつよろしくお願ひしたいと思ひます。

(佐久川委員)

大城さんの発言もありましたけれども、本当に現場では義務教育の子供たちの混乱が大きいので、是非、体制整備計画と同じような形で、学校教育の中では今後どんな長期的な展望を持って、どんなふうに進めていくのか。例えば自閉症・情緒障害児学級の増設とか、通級に関しても、県の方が市町村を指導したり、助言したり、促進させたりするという事を含めて、これからどんなふうに進んでいくのか、是非明らかにして頂いて、現場で働いている者や親御さん達にも、もう少し安心できる材料をホームページ上で公開するなりするなりして頂きたい、計画を出して頂きたいなと切にお願ひしたいと思ひます。

(大城委員)

実際に障害児等療育支援事業で関わらせてもらっているのですけれども、先程の岡崎さんの話を是非数字に表して、ここの地域では軽度発達障害支援の子供たちに対して何割のお金が使われているとかというところを具体的に出していく事によって、さっきの地域力を育てる為にはその地域の事業所のケースワーカーがどれだけお金を使っていいのかということがきちんと分かっていないと、随分偏った支援になっているのかなというのがあるので、その辺の指導を県の方からやるためには、この地域では重度の自閉症じゃなくて発達障害者法にうたわれている子供たちへの支援にもある程度お金が配分されているというところを数字でそれぞれ出してもらえると地域のケースワーカーさん事業所なりの啓発になるのかなと思ひます。

(泉川委員)

議論で出ています事業名ですけれども、県が療育支援事業と文章でうたっている場合は、沖縄県障害児等療育事業を指しているのですか。ちなみに地域療育等支援事業というのは平成18年に国の事業としては廃止していますので、今はありません。沖縄県障害児者地域療育等支援事業というのは無くなって、4事業のうち3事業が沖縄県障害児等療育支援事業に移行して、コーディ



ネーター事業が市町村の相談支援事業の中に組み込まれているという事ですよね。今日の議論の中で事業名が混乱しています。そこで県が療育支援事業と文章に書いているのは沖縄県障害児等療育支援事業だけなのですか、私はむしろ色々な事業を含めて療育支援事業といっていると思って読んでいたのですけれど。

(垣花障害保健福祉課長) 児童デイサービスなど色々療育はあります。

(泉川委員)

療育支援事業というのは色々あるということですね。その中で、障害児等療育支援事業では圏域ごとに対象が違うということがあろうなという気がしてはいたのですが、私は北部の事しか知らないのですけれど、県の方から発達障害の子供たちもみていますかという調査が2年ほど前に出てまして、当時法的には障害者自立支援法ができたばかりだけれども、法律の主旨からいうと地域療育等支援事業の対象外である発達障害も今後は積極的に受け入れてという方針がたぶん出たのだと思います。それ以前から崎濱さんが就労の件でおっしゃっていたように、発達障害を先駆的にというかニーズに応じてやっていると自然とそうになってしまうということです。対象者における発達障害者がどのような比率になっているのか皆さん見てもらったら良いと思います。その上で県としてもし指導するというのであれば、地域の実情に応じたかたちでやって下さいとしていただきたいのが一つ私の考えです。

もう一つは特別支援教育における人材や予算規模を考えると、発達障害に関していえば乳幼児や成人への支援に課題が大きいのではないのかと個人的に思っています。計画の中では網羅的にやりつつも、とりあえずどこからはじめましょうかということを考えて、発達障害者支援センターの方に示してあげた方が良いのではないかと思います。発達障害者支援センターとしてはどんどんニーズに応じてやると、マンパワー的に限界があるので、何らかの方針を提示してあげたほうが動きやすいのではないかと思います。どこもかしこも大変だということで色んな異論はあると思います。

三つ目ですけれど、障害児等療育支援事業の訪問療育や施設支援のような巡回に近いメニューが計画に無いというのがとても残念なのですよね。北部でいうと障害児保育の巡回指導というのは市町村の事業で私は10年ぐらいやっているのですけれど、予算的にはだんだん減ってきているのが実情です。発達障害支援という視点で減ってきた流れを増やす流れに市町村に対して働きかけられないかなと思っています。例えば北部でいうと今帰仁村でそういう話をすると、障害児のいる保育園、いわゆる療育手帳や特別児童扶養手当、あるいは医師の診断書のある子が通っている加配のある保育園の事ですけど、そこに対して従来市町村は巡回指導をしているのです。本部、今帰仁、名護です。だけれども「正式な障害児」でない子供たちは通常の保育所に実際いらっしやるわけですよね。そこに対する巡回ができないのですよ。それで障害児等療育事業を活用して支援をやっているのですけれども、市町村の障害児保育の巡回指導という中に発達障害を含めるといって予算を何倍にも増やして市町村で積極的にやる方向にもっていったらいいのではないかなと思います。今年今帰仁村はそれを始めています。従来の巡回の対象でない保育

園において先生方と一緒にケースについて、匿名化したり個人情報非常に気にしながら親御さんの了解も得つつ、話合う巡回をやっているのです。そういうのが必要だよねという話をしてからだんだん現実化しているのですけれど。障害者自立支援法の改正法の中に、保育所等の巡回というのがあったけれどもこれが立ち消えになっているので、先駆的にそれを先取りして障害児等療育支援事業プラス保育所の巡回指導を市町村で積極的に進めて欲しいという事をしたらどうかと思いますね。巡回のような事業を増やす方に今後の課題をもっていきたいなと私は思います。

(奥村福祉保健部長)

時間も過ぎてしまいましたけれども、もしどなたか是非話しておきたい・聞いておきたいということがありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。事務局の方向かございますか。

(垣花障害保健福祉課長) 頑張っていきましょう。

(奥村福祉保健部長)

先程から色々貴重な御意見頂きまして本当にありがとうございます。今事務局からも説明がございましたが人材計画につきましては、現在パブリックコメントをもらっておりますのでその間色々意見が出た部分を、それに反映していきたいと考えております。やはり地域において、きめ細かい支援、途切れの無い支援となると、人を育てる、いかにして担っていく人材を育てるかというのが一番大事ななと思っておりますので、それをこの計画に沿っていかに一つ一つ着実に実行していくことが、その積み重ねが体制整備・将来の色々なものに繋がっていくと思っておりますので、この体制整備委員会の中で今後もそれを実践しながら意見を頂きながら、できたからこれの通り、これでなければいけないという事ではございませんので、どんどん良い方に変えていきながら柔軟にみんなの力を合わせて頑張っていきたいと思っております。私たちも議会等でも色々御意見、いろんなお叱りも受けて、やっとこの体制が整って本当にスタートについたかなという事でございますので、これを大事にしながら皆で一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも御指導、御助言の方よろしくお願い致します。ではちょっとオーバーしてしまいましたけれども、これで体制整備委員会を閉じたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(了)